



# 埼玉県報

第 2889 号  
平成 29 年(2017 年)  
4 月 7 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示（税務課）
- 埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- 電子複写機用紙に関する入札公告（入札課）
- 笠原土地改良区の役員就任届（さいたま農林振興センター）
- 志多見土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 土砂災害警戒区域等の解除（河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域等の指定（河川砂防課）
- 登録建築物エネルギー消費性能適合性判定機関への委任（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 荒川右岸流域下水道新河岸川上流水循環センター維持管理包括委託に関する契約の相手方等の公示（荒川右岸下水道事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 平成 29 年度第 1 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十五号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	法人又は団体の 名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成二十九年 三月九日	学校法人渡辺学園	菅谷 定彦	東京都板橋区加賀一丁 目十八番一号

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 契約電力3,500キロワット 予定  
使用電力量10,501,000キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成29年7月1日（土）から平成30年6月30日（土）まで

### (4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手

続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (8) 契約の締結日に関わらず、平成27年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国又は地方公共団体との契約により、1年間に7,300,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 高橋 電話048-830-2613（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成29年5月29日（月）午前9時から平成29年6月1日（木）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

平成29年5月29日（月）午前9時から平成29年6月1日（木）午後3時まで

なお、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年4月24日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年 5 月 8 日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書（案）による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Office including other facilities on the premises of the prefectural government office (Contract : 3,500 kW estimated kWh: 10,501,000 kWh).

(2) Deadline for submission

By electronic bidding system: 5:00 pm, June 1, 2017

By mail: 3:00 pm, June 1, 2017

In person: 3:00 pm, June 1, 2017

(3) Contact point for more information

Public Property Management Division, General Affairs Department,  
Saitama Prefectural Government  
3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301  
Tel. 048-830-2613

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

電子複写機用紙 26,780箱 (A 4判 25,000箱 B 4判 280箱 A 3判 1,500箱) (予定)

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

契約日から平成30年3月30日(金)まで

### (4) 納入場所

埼玉県庁本庁各課

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成28年埼玉県告示第999号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 高木 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月23日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月22日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年6月23日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成29年6月23日（金）午前10時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年6月8日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年5月8日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。



# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
笠原土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届  
出があった。

平成二十九年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

監事 大野 晃 生 埼玉県鴻巣市郷地八百三十四番地

# 告示

## 埼玉県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、志多見土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十九年四月七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	松本正行	埼玉県加須市阿良川三百八十八番地二
同	早川初男	同 平永八百二十三番地一
同	田島文男	同 串作千五十三番地
同	松永克巳	同 志多見五百六十五番地
同	柿沼トヨ子	同 八百九十九番地一
同	小峯チカ	同 三百二十三番地一
同	松本美良	同 平永二百八十二番地一
同	松村晃明	同 阿良川九百四十二番地
同	江原雅志	同 串作二百六十六番地一
同	角田昌行	同 串作四百八十八番地一
同	赤坂忠男	同 阿良川六百三十三番地一
同	齊藤松雄	同 志多見二千二百九十七番地
同	若旅一雄	同 平永四百五十四番地一

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	松本正行	埼玉県加須市阿良川三百八十八番地二
同	早川初男	同 平永八百二十三番地一
同	熊倉朝定	同 串作七十二番地
同	埜本正美	同 志多見千六十六番地
同	鈴木茂夫	同 八百七十二番地
同	新井圭子	同 千五百三十四番地
同	長濱英男	同 平永二百六十二番地一
同	赤坂忠男	同 阿良川六百三十三番地一
同	江原美智子	同 串作六百三十四番地一
同	松村晃明	同 阿良川九百四十二番地

同 同 監事

田 天 若  
島 海 旅  
重 静 一  
次 雄 雄

同 同 埼玉県加須市平永四百五十四番地一  
同 同 志多見千七百七十四番地二  
串作九百五番地

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十号

平成二十八年埼玉県告示第七百九号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十四日終了した旨測量計画機関である桶川市坂田西特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告示

## 埼玉県告示第四百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成二十六年埼玉県告示第千三百五十四号）のうち、次の区域の指定を解除する。

平成二十九年四月七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本町一丁目	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

### 二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
本町一丁目	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。

# 告示

## 埼玉県告示第四百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十九年四月七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新右エ門新田13	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
戸区	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
1丁目	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
東川口3丁目	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
4丁目1	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
4丁目2	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

















新久112	新久111	森坂	小谷田三丁目	小谷田5	八津池団地	小床川右1	小床川左3	小床川左2	小床川左1	小床川	
平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	

新久1211	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新久1222	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新久133	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新久144	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
新久155	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上直上	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
貉川	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
霞沢5	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
中神前	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
前厚	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
仏子11	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
仏子211	平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊





中ノ沢	道前沢	中栃本沢	北久保沢	栃本12	笠原11	中栃本12	中栃本11	万亀沢
平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流

小双里	中双里3	中双里1	流川14	流川13	流川11	流川	染ヶ谷沢	桜沢川	
平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供す る。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	

鷺平 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
梶平	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上中尾 1-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上中尾 1-2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上中尾 1-3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上中尾 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中津川 5	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
梶平 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
二瀬	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地滑り
寺井	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	地滑り
西沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
贄川上郷 1-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊





事上	安戸2	半縄	安戸1	持小屋沢	事上	矢の沢	仁丹沢	反平	上平2	上平1	
平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	







下石原 2・2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
芦川 3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
芦川 4	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下日野 3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
寺沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
日野松葉 2・1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
日野松葉 2・2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
原	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上サ 4	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上サ 5	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
越 4	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
豆早原 5	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊











巴4	大柵2	桃木沢	堂平田沢	常木沢2	常木沢1	塔ノ入沢	上町12	別所1	町分3	大指7	
平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	





下宮地町 2	中宮地町 1	下宮地町 1	野坂 1	野坂 2	熊木 1	寺尾	大棚 7	上山田 2	大宮	下蔭田 1	
平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	地滑り	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	



十六番3	横沢	十六番2	十六番1	持田ヶ沢12	持田ヶ沢11	押堀川22	押堀川21	押堀川1	野々上32	野々上31	
平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	



品沢	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
瀬戸沢	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
十一番	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
十六番1	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
十五番	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
十三番1	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
十三番2	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
十六番2	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
十六番3	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
十四番1	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
十四番2	置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊





常木	波久礼1	波久礼	浦島	塩沢	上飯田8	竹平3	竹平	滝の沢	二反沢	倉掛	
置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県熊谷	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県熊谷	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県熊谷	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。県土整備事務所に備え平面図等を埼玉県秩父	置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	地滑り	地滑り	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	地滑り	地滑り	

山崎	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
露梨子	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
鉢形	平面図等を埼玉県熊谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
台耕地13	平面図等を埼玉県越谷 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新右エ門新田1-3	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及びさいたま市役所に備え置いて縦覧に供する。
戸区	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及び川口市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及び川口市役所に備え置いて縦覧に供する。
1丁目	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及び川口市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県さいたま県土整備事務所及び川口市役所に備え置いて縦覧に供する。
東川口3丁目	平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県

神 8 2 - 1	桜町1丁目	安 1 7 - 2 0	新 2 1	4 丁 目 - 2	4 丁 目 - 1	
平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。



若宮	事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	
高木前	事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 さいたま県土整備 事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	
宮戸四丁目1	事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	
宮戸四丁目2	事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	
宮戸四丁目3	事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	
宮戸四丁目4	事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	
泉水三丁目3	事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	
急傾斜地の崩壊	事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	事務所及び川口市 役所に備え置いて 縦覧に供する。	平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊



	<p>朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>3 膝折町四丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>4 膝折町四丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>1 根岸台八丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>3 根岸台八丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>4 根岸台八丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>5 根岸台八丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県 朝霞県土整備事務 所及び朝霞市役所 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

1	根岸台二丁目1	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧
4	根岸台七丁目1	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。
	泉水三丁目2	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。
	泉水二丁目4	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。
	泉水二丁目3	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。
	泉水二丁目2	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。
	泉水三丁目1	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び朝霞市役所に備え置いて縦覧に供する。





新久111	森坂	小谷田三丁目	小谷田5	八津池団地	小床川右1	小床川左3	
平面図等を埼玉県に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

	<p>飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>新久1-1-2</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>新久1-2-1</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>新久1-2-2</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>新久1-3</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>新久1-4</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>新久1-5</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

上直上	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
貉川	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
中神前	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
前厚	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
仏子1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
仏子2-1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
仏子2-2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	前の沢								
	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	土石流							平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
狭山	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。								
野田 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊							平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
広町 1 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊							平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
広町 1 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊							平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
広町 2 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊							平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
高揚 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に供する。	急傾斜地の崩壊							平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に供する。



霞沢 3	霞沢 2	霞沢 1	万亀	欠下 1-1-2	欠下 1-1-1	大沢	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所、飯能市役所及 び入間市役所に備 え置いて縦覧に供 する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所、飯能市役所及 び入間市役所に備 え置いて縦覧に供 する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び入間市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>大沢川1-2</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>霞沢4</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>大沢川1-2</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>万亀沢</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中栃本1</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中栃本1-2</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

笠原 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
栃本 2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
中栃本沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
桜沢川	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
染ヶ谷沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。
流川	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦覧に供する。
流川 1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び吉見町役場に備え置いて縦



	上中尾 1-2		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
	上中尾 1-3		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
	上中尾 2		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
	中津川 5		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
	桐平 2		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
	贄川上郷 1-1		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。
	贄川上郷 1-2		急傾斜地の崩壊		に備え置いて縦覧に供する。





矢の沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
事上	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
持小屋沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
安戸1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
半縄	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
安戸2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
事上	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。









	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>寺沢4-2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>鷲ノ巣1</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>鷲ノ巣2</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>日野松葉3</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>小野原4</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>小野原5</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

小野原6	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
小野原8	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
鷲ノ巢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
坂口2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
栃久保	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
糶屋1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
下石原2-1-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。











上サ6-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
上サ6-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
豆早原3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
贄川下郷2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
柿平9	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
柿平3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中丸1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。







	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
町分3	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
別所1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
上町12	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	急傾斜地の崩壊	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
塔ノ入沢	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
常木沢1	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
常木沢2	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

堂平田沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
桃木沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
大棚2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
巴4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
上山田1-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
上山田1-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
近戸1-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。









大棚7	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
熊木1	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
野坂2	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
野坂1	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中宮地町1	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

下宮地町2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
滝坂1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
滝坂12	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
井戸尻	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
熊木2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
熊木3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
日野田町	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

	別所2		野々上3-1	野々上3-2	押堀川2-2	持田ヶ沢-1	十六番1	十六番2	
に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	
に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流
に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流



	<p>秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>背戸堀沢Ⅰ</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>背戸堀沢Ⅱ</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>四番</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>二番Ⅰ</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>舟久保沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>中津沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

上荇米1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
七番2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
六番	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
九番1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
九番2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
生川1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。
生川3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。



波久礼1	波久礼	上飯田8	竹平3	竹平	滝の沢	横瀬根古屋3	
熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場	熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	熊谷県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	
熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場	熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	熊谷県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 所及び小鹿野町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	秩父県土整備事務 所及び横瀬町役場 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 に供する。

	常木	山崎	鉢形	台耕地 13
に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県越谷県土整備事務所及び春日部市役所に備え置いて縦覧に供する。
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県越谷県土整備事務所及び春日部市役所に備え置いて縦覧に供する。

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第八条の規定により、公示する。

平成二十九年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成二十九年四月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市中央区上落合一丁目一番五号

有限会社将和

二 取消年月日

平成二十九年三月三十日

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月七日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

1 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道新河岸川上流水循環センター維持管理包括委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

3 随意契約の相手を決定した日

平成29年1月26日

4 随意契約の相手の氏名及び住所

石垣メンテナンス・メタウォーターサービス・トーニチ共同企業体

代表構成員

石垣メンテナンス株式会社 東京都中央区京橋1丁目1番1号

構成員

メタウォーターサービス株式会社 東京都千代田区神田須田町1丁目25番地

株式会社トーニチ 埼玉県さいたま市大宮区三橋2丁目402番地

5 随意契約に係る契約金額

1,350,000,000円（税抜き）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年四月七日

埼玉県教育委員会教育長職務代理者

埼玉県教育委員会委員 岩 本 育 子

#### 一 日時

平成二十九年四月十四日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成29年4月7日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

## 1 審査の種類

### (1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引<sup>けん</sup>免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

### (2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査



- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引<sup>けん</sup>免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

## 2 審査期日等

### (1) 期日

#### ア 論文審査

平成29年5月16日（火）

#### イ 技能審査

平成29年5月27日（土）及び6月6日（火）から6月9日（金）までのうち指定する日

#### ウ 面接審査

平成29年6月13日（火）から6月16日（金）までのうち指定する日

### (2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

## 3 申請手続

### (1) 申請期間

平成29年4月7日（金）から4月21日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

### (2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

### (3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

## 4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

## 5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十九年四月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十九年四月十一日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他